

# 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

堀兼みつばさ保育園

# 堀兼みつばさ保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

## 1. 法人本部

事業者の名称	社会福祉法人 聖翼会
事業者の所在地	〒350-1305 埼玉県狭山市入間川字二 3273 番地 13
事業者の連絡先	04-2952-3678
代表者の職・氏名	理事長 上村 芳夫
設立認可年月日	昭和44年3月18日(1969年)
設立登記年月日	昭和44年4月9日
法人の経営する 施設	みつばさ愛育園 狭山市入間川 3273-13
	狭山台みつばさ保育園 狭山市狭山台 1-25-1
	堀兼みつばさ保育園 狭山市大字堀兼 593-1
	地域子育て支援センター みつばさ愛育園に併設
	地域子育て支援センター 狭山市大字堀兼 1418-8

## 2. 施設運営

施設の種別	保育所						
施設の名称	堀兼みつばさ保育園						
所在地	埼玉県狭山市大字堀兼字芳野 593 番 1						
電話番号	04-2957-4955						
管理者名	園長 上村 芳夫						
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	10人	10人	17人	17人	18人	18人	90人
開設年月日	平成16年4月1日						
事業所番号	1121551000246						
当園の基本理念・方針	<p>「神と人ともに愛されるこどもに」を保育理念にかかげ、聖書の教えに基づいて教育・保育の基礎である神さまを敬い、人には優しい心を育てます。</p> <p>また、子どもたちの個性を大切にされた保育に心掛け、互いに助け合う心を伸ばしていきます。一日の保育は、毎朝の礼拝から始まり保育園の生活の中に祈りと賛美があります。</p> <p>保育者は、どの子どもにも神さまから与えられた大切な愛すべきいのちという観点で関わっています。そこから生まれる信頼関係によって、子どもたちが安心できる「みつばさ」を見つけ、自分らしく互いに学び合います。</p>						

### 3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当園は、保育の提供に当たって、入園する乳幼児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めます。

### 4. 施設の概要

敷 地	敷地全体	2,581.31 m <sup>2</sup>
	園庭（※）	1,266.54 m <sup>2</sup>
建 物	構造	鉄筋コンクリート・陸屋根・2階建
	延べ	825.15 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室	1室
	保育室	5室
	遊戯室	1室
	多目的室	1室
	調理室	1室
	屋外遊戯室	1,266.54 m <sup>2</sup>
	便所	6室

※園庭は 407.70 m<sup>2</sup>と第二園庭（運動場）858.84 m<sup>2</sup>の地続きで分かれています。

#### 4-1. 地域子育て支援センターの概要（名称：堀兼みつばさ子育て支援センター）

敷 地	敷地全体	399.98 m <sup>2</sup>
建 物	構造	木造スレート葺 地上1階建
	延べ	114.54 m <sup>2</sup>
施設の内容	親子活動室	2室
	多目的室	1室
	便所	1室

#### 4-1. 年齢別クラス室、施設の定員等

年齢 室名	利用定員数	利用可能人数	有効面積 [㎡]	1人当たりの面積 [㎡]
0歳 ひよこ組室	10	11	52.24	4.95
1歳 もも組室	10	16	52.62	3.30
2歳 さくら組室	17	18	34.83	1.98
3歳 ひまわり組室	17	18	35.84	1.98
4歳 すみれ組室	18	18	35.94	1.98
5歳 たけ組室	18	19	36.71	1.98
ホール	—	—	108.72	—
一時保育室	—	—	38.81	—
合計	90	100		

※利用可能人数は四捨五入の数値です。

#### 5. 職員体制（令和6年4月1日現在）

職務の内容		員数	常勤	非常勤
園長	園務を掌り、所属職員を監督する。	1	1	
主任保育士	園長を助け、園務の一部を整理し、園児、職員を統率する	1	1	
副主任保育士	主任保育士を助け、乳児クラス（0~2歳）、幼児クラス（3~5歳）をそれぞれ統括する。	1	1	
保育士	保育計画及び全体計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を充実できるよう保育を行う。	17	15	2
看護師	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。	1		1
調理員	園児の栄養指導及び管理、献立表の作成を行う。 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	4	2	2
事務職員	一般事務及び経理事務全般を行う。	1	1	
用務員	園内の清掃業務を行う。	1		1
支援員	子育て支援センターの保育を行う。			
保育補助	子育て支援センターの保育を行う。	1		1
合計		28	21	7

## 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前7時00分~午後6時00分 (11時間)
	保育短時間	午前8時30分~午後4時30分 (8時間)
延 長 時 間	保育標準時間	朝： — 夕：午後6時00分~午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分~午前8時30分 夕：午後4時30分~午後6時30分
開 所 時 間	月~金曜日	午前7時00分~午後7時00分
	土曜日	午前7時00分~午後7時00分
休 園 日	日曜日、祭日、年末年始 (12月29日~1月3日)	

## 7. 給食の実施状況

給食提供日	月曜日~土曜日
アレルギー食	食物アレルギーによる、食べられない食材を除去する対応をしています。アレルギー疾患生活管理指導表を提出していただきます。
昼食・おやつ	前月の25日前後に翌月の献立表を配布します。
衛生管理等	給食施設設置届を埼玉県保健所に届け済み (平成16年3月25日) 調理師及び乳児の担当する保育士は毎月検便を行っています。

### 7-1 給食時間帯

年 齢	昼 食	おやつ	備 考
3歳未満児	11時ごろ	15時ごろ	
3歳以上児	11時30分ごろ	15時ごろ	

年齢に応じた時間帯で食事の提供を行います。

## 8. 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料：3歳以上児は無償)		
給食費 (3歳以上児)	主食費	1か月	2,500円
	副食費	1か月	4,500円
上乗せ徴収	施設維持費	入園時1回	0円
実費徴収	お泊り保育(入園料、宿泊料)	1回当たり	実費
	バス代	1回当たり	実費
	遠足(入園料)	1回当たり	実費
	バス代	1回当たり	実費
	器楽指導	外部講師	0円
	体育指導	外部講師	0円
	こども英会話	外部講師	0円
その他	延長保育に係る費用	30分当たり	200円
	駐車場利用料	月当たり	1,000円
		1日当たり	60円

※実費については、その都度計算書を保護者に提示し、理解していただきます。

### 8-1 個人教材(日用品、文房具等) R6.4.1 現在の取次商品

教材	業者	価格(円)	ひよこ	もも	さくら	ひまわり	すみれ	たけ
園児名ゴム印	ライトアップ	308	○	○	○	○	○	○
名札	ジャクエツ	500				○	○	○
名札カバー	ジャクエツ	100				○	○	○
こひつじノート	いのちのことば社	400				○	○	
おはようブック	いのちのことば社	385						○
おしらせばさみ	学研	605	○	○	○	○	○	○
なかよしパステル	学研	600				○	○	○
じゅうがちょう	学研	340				○	○	○
クラス帽(ピンク/黄)	ひかりのくに	930		○	○	○		
クラス帽(紅/白)	ひかりのくに	930					○	○
マウスピース	学研	495				○	○	○

※上記の価格は納品価格です。この価格でお渡しいたします。

※上記の商品について、業者から領収書がまとめた金額で届いた場合は、掲示させていただきますので、価格のご確認をお願いいたします。

※シール帳に貼るシールは、保育園で負担いたします。(上記リストに記載なし。)

※価格については、変動がありますのでその都度ご確認をお願いいたします。

## 9. 提供する保育等の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用する子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供します。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

・上記6に記載する時間内で保育を提供します。

(2) 児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

・献立表は毎月別途お知らせします。

## 10. 年間行事予定

月	行事内容
4月	新年度保育開始、新入園児親子登園・担任紹介、復活祭、子どもの日
5月	4,5月生まれの誕生会、◎春の遠足、
6月	花の日、じゃがいも掘り、交通安全教室、◎保育参観
7月	七夕飾り、水遊び、プール開き、6,7月生まれの誕生会、◎夏まつり
8月	お泊り保育（年長児）
9月	8,9月生まれの誕生会、防災訓練、収穫感謝祭
10月	◎みつばさ運動会、ハロウィンパーティ
11月	狭山市民文化祭、秋の遠足、お散歩遠足、幼児祝福式、幼年消防パレード
12月	クリスマスツリー点灯式、◎クリスマス会、クリスマスパーティ
1月	餅つき体験、12,1月生まれのお誕生会、防犯教室、交通安全教室
2月	節分・豆まき、お買い物ごっこ、交通安全指導（年長児のみ）、◎保育参加・懇談会
3月	ひな祭り、2,3月生まれのお誕生会、お別れパーティ、お別れ遠足、◎卒園式

※新型コロナウイルスの影響により、変更することがあります。

◎保護者の方にも参加していただく行事になります。

### 1 1. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあつたての留意事項

利用者の決定	狭山市が行う利用調整によります。
退園の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定こどもに該当しなくなったとき（卒園を含む）</li> <li>・保護者から退園の申し出があつたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たつての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園は午前9時00分までをお願いします。</li> <li>・当日に欠席、または登園が遅れることを連絡する場合は、9時まで電話で連絡ください。</li> <li>・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。</li> </ul>

### 1 2. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科（小児科）

医療機関	社会医療法人 入間川病院
院長名	風間 浩美
所在地	狭山市祇園 17-2
電話番号	04-2958-6111

#### (2) 歯科

医療機関	大澤歯科医院
院長名	大澤 武雄
所在地	さいたま市大宮区土手 3-201
電話番号	048-641-1525



#### 14. 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用する子どもの体調に急変などがあった場合、速やかに保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要措置を講じます。

##### [所轄する消防署]

消防署名	埼玉西部消防局 狭山消防署	狭山消防署 水野分署
所在地	狭山市上奥富 1172	狭山市水野 15-1
電話番号	04-2953-7111	04-2958-5119

##### [所轄する警察署]

警察署名	狭山警察署	狭山警察署 狭山台交番
所在地	狭山市稻荷山 2-5-1	狭山市狭山台 3 丁目 23-2
電話番号	04-2953-0110	04-2959-8280

#### 15. 非常災害対策

防火管理者	上村 芳夫
消防計画書届出年月日	平成 30 年 11 月 21 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	第 2 園庭に集合し、堀兼小学校へ
緊急時の連絡手段	電話、保育所緊急配信システムでの情報提供等

#### 16. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	大野 晴子	主任保育士
相談・苦情受付責任者	上村 芳夫	園長
第三者委員	福井 テル子	04-2953-1280 社会福祉法人聖翼会 監事
	町田富士雄	04-2956-6171 狭山南法律事務所 弁護士

### 17. 保育園総合保険の加入状況

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	1 保育園児等傷害保険 2 主催者行事参加者傷害保険 3 保育園賠償責任保険 4 保育業務従事者向け賠償責任保険
保険金	1 通院保険金日額 1,300 円、 入院保険金日額 1,800 円 2 通院保険金日額 1,000 円、 入院保険金日額 1,500 円 3 1,000 万円 4 500 万円

### 18. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知りえた個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

○同意をいただくものとして、次のことが考えられます。

- (1) 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 緊急時に病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。(園児緊急連絡カードにより、病院に情報を提供)

### 19. 保護者に説明すべき事項

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用の詳細については、下記に提示のとおりです。

- (1) 「入園説明会資料」の冊子も参照にしてください。
- (2) 「入園のしおり」の冊子も参照にしてください。